特定元方事業者等の事業開始報告

(安衛則664条による)

労働保険番									工	工事の名称						
府県	所轄	管轄	基	幹番	号	1	技番	号								
0.7	1	0 1	6 0	0.2	0.0				所	所 在 地						
0 7	1	0.1	0 0	U 3	0 9				(電	話	番号)					
【工事の概要】											【工	期】				
												平成	年	月	日	
												\sim	平成	年	月	日
											【発注	者名】				
請負金額 Ұ 円也											常時	持使用党	労働者数)	
店社	: 安	全衛	生	管	理	者	\mathcal{O}	職	氏	名						
統括領	統括安全衛生責任者(現場代理人)の職氏名															
元 方	安	全衛	生	管	理	者	\mathcal{O}	職	氏	名						
関	事業の種類 名 称							主たる事務所の所在地								
係																
請																
負																
人																

平成 年 月 日

労働基準監督署長殿

特定元方事業者 職 氏 名

印

- (注) 1. 工事の概要には建築面積、建屋の高さ等、工事内容を具体的に記載すること。
 - 2. 常時使用労働者数は、下請けを含めた人数を記載すること。
 - 3. 常時20人以上の労働者を使用する、ずい道建設、圧気工法、橋梁建設、鉄骨造鉄筋コンクリート造の工事の場合は、店社安全衛生管理者を選任すること。
 - 4. 常時30人以上の労働者を使用する、ずい道建設、圧気工法、橋梁建設の工事の場合は、統括 安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任すること。
 - 5. 上記以外の工事で、常時50人以上の労働者を使用する場合は、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任すること。
 - 6. 統括安全衛生責任者を選任した場合は、店社安全衛生管理者の選任を要しないこと。